

大和市中高層建築物による電波障害防止に関する指導要領

(目的)

第1条 この要領は、中高層建築物の建設に伴って生じる電波障害の防止を図る事を目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中高層建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物で、地盤面からの高さが10メートルを超える建築物をいう。
- (2) 建築主 中高層建築物を所有する者又は建設しようとする者をいう。
- (3) 電波障害 中高層建築物の建設により、テレビ電波の受信に障害が生じることをいう。
- (4) 関係住民 中高層建築物の建設により、電波障害を受けると予想される地域の住民をいう。
- (5) 共同受信施設 電波障害を受ける地域の付近に高性能の受信アンテナを設置し、受信電波を有線で複数の受信者に伝送する設備で、10年以上の耐久年数のあるものをいう。
- (6) 個別受信施設 各受信者の屋上等に設置し、受信アンテナの種類、位置等の変更により、電波障害を改善する施設をいう。
- (7) ケーブルテレビ 事業認可を取得した事業者が、広域に敷設した有線によって、テレビ放送を受信することをいう。
- (8) 受信者 共同受信施設又は個別受信施設を利用する住民等をいう。

(障害防止の措置)

第3条 建築主は、中高層建築物を建設する場合は、電波障害を受けると予想される地域を対象として、次の各号に掲げる障害防止の措置を講じなければならない。

- (1) 受信状況を調査し、障害の防止について、検討すること。
- (2) 関係住民に対して、中高層建築物の建設計画及び電波障害の防止について、誠意をもって具体的に説明を行うこと。
- (3) 工事中に電波障害が生じたときは、仮設の共同受信施設を措置する等必要な措置を講ずること。

(施設の設置)

第4条 建築主は、工事完成后、速やかに電波障害を取り除くため、共同受信施設、個別受信施設又はケーブルテレビの接続施設を設置するものとする。

(設置費用負担)

第5条 前条に規定する施設の設置の費用については、建築主が負担する。

(協定書の締結)

第6条 建築主及び受信者は、共同受信施設の防止対策、補償内容、維持管理等について協定書を締結するものとする。

(相互協力)

第7条 建築主及び受信者は、共同受信施設の設置が速やかにできるよう相互に協力するものとする。

(管理費用)

第8条 共同受信施設、個別受信施設及びケーブルテレビの接続施設の管理費用については、次の各号に定めるところによる。

(1) 共同受信施設については、原則として建築主の負担とする。

(2) 個別受信施設及びケーブルテレビの接続施設については、受信者の負担とする。

(組合の結成)

第9条 受信者は共同受信施設が設置された場合は、当該施設の維持管理を円滑に行うため、管理組合を結成するものとする。

(新規加入)

第10条 建築主及び管理組合は、あらたに共同受信施設の利用を希望する者がある場合は、その施設を利用させるものとする。この場合において、必要な設備の増設に要する費用は、新たに利用する者の負担で行うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、建築主と関係住民との協議により行うものとする。

附 則

この要領は、昭和63年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

電波障害防止対策事務の流れ

